

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 非上場同族会社株式の評価減特例

Q : 平成14年度の税制改正で創設された非上場株式等の相続税の課税価格を減額する特例の詳細が明らかになったようですが、内容を教えてください。

A : 特例対象となる特定株式の非上場・未公開に準ずる要件等が明らかにされています。

【解説】

平成14年度の改正では、「特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例」が創設されました。この制度は、中小企業の経営者の相続開始に伴い、事業承継者が相続等により取得した特定同族会社株式等については、相続税の課税価格の計算上、その株式等の価額を10%減額するというものです。

このほど公布された改正政省令では、特例対象となる特定株式の非上場・未公開に準ずる要件について、「相続開始直前において証券取引所・店頭への上場・登録の申請が行われていないこと」が明記されています。

また、この特定株式及び特定出資から除かれる議決権に制限のある株式・出資として省令で定めるものは、「相続開始時において、商法及び有限会社法に規定する議決権制限株式又はこれを有しない出資」とする確認が行われています。

その他、相続人側の法定要件とされている相続税の申告期限経過時にその法人の役員その他の地位として省令で定めるものにあることとは、「みなし役員を含めた法人税法上の役員」を指すことが明らかにされています。

